

## 下関市菊川総合交流ターミナルテナント出店者募集要項

### 1 募集の趣旨

下関市菊川総合交流ターミナル（以下「道の駅きくがわ」という。）は、農林水産物の展示販売とこれら産物を活用した郷土料理の提供、観光、イベント情報、案内等情報の受発信を通じて都市と農村の交流を促進することを目的として設置されています。

この趣旨に鑑み、道の駅きくがわの調理実習室等（以前のパンコーナー）について、地元食材や地域特産品販売等の地域産業の振興に資するため、その出店者を募集するものです。

### 2 施設の概要（下関市菊川総合交流ターミナル）

- (1) 施設の所在 下関市菊川町大字上岡枝766番地1
- (2) 施設の構造 鉄骨瓦葺2階建 延床面積659.50㎡  
木造平屋建 延床面積103.68㎡
- (3) 施設の面積等 敷地面積 2,232㎡
- (4) 管理運営 下関市  
指定管理者：菊川町まちづくり株式会社
- (5) 営業時間 午前8時30分から午後10時まで  
(募集区画は午後6時まで)
- (6) 休館日 1月1日及び12月31日

### 3 出店者（テナント）募集概要

#### (1) 出店店舗（テナント）における個別事項

##### ①テナント区画

別紙図面（調理実習室、実演コーナー及び厨房、倉庫、作品展示）

#### (2) 共通事項

①既存の備品を使用することもできますが、備品及び消耗品、その他調理・販売に必要な物品その他の設備の設置については、出店者の負担とします。

②飲食物の製造にあたっての原材料は、道の駅きくがわ物産施設で販売し

ている地元産物や市内産物を積極的に活用するとともに、地元食材のPRも行うこととします。

③サインの位置や販売に係るポップ作成など、営業広告等に関する業務は出店者にて行うこととします。

#### 4 応募者の参加資格

次の（１）から（９）までの要件を全て満たす者に限る。

- （１）日本国内に居住する個人又は下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- （２）その業務に供する製造・販売等の営業実績があること。
- （３）公租公課を滞納していないこと。
- （４）その製造や販売に必要な食品衛生法等の関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- （５）過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- （６）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
- （７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。
- （８）暴力団体関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。
- （９）現地説明会に参加できること。

#### 5 契約条件等

- （１）契約の相手 菊川町まちづくり株式会社（指定管理者）
- （２）契約形態 店舗（テナント）の使用許可
- （３）使用期間 使用許可日から平成３３年３月３１日まで  
（運営に支障等その他特別な事由のない限り）
- （４）使用開始予定時期 平成３０年１１月
- （５）使用面積  
①調理実習室 24㎡

②実演コーナー及び厨房	47.76 m <sup>2</sup>
③倉庫	6.92 m <sup>2</sup>
④作品展示	7.76 m <sup>2</sup>
合計	86.44 m <sup>2</sup>

(6) 月額使用料

- ①月額分 50,400円
- ②月歩合分 売上金額(税抜き)の3.4%

(7) 直接経費

テナントにおける水道、下水道、電気、ガス料金はその使用量に応じて毎月出店者が別途負担とします。

(8) その他共通事項

- ①出店者及びその従業員は、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを行ってください。
- ②契約者の直営とします。(賃借権等の第三者への譲渡は認めません。)
- ③従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り下関市民を優先してください。
- ④本要項の条件を遵守できない者、又は賃料等の滞納があった場合は指定管理者の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去してもらいます。
- ⑤トイレや駐車場等共通使用施設の詳細については、契約後に指定管理者の指示のとおりとします。
- ⑥営業時間及び営業形態等の詳細については、指定管理者と協議して決定します。
- ⑦電話及びインターネット回線、またパソコン等が必要な場合は出店者の負担とします。
- ⑧出店者の責に帰する事由により建物やテナント内装及び備品等を汚損、破損した場合は出店者側の負担により原状に回復してもらいます。
- ⑨出店するテナントの名称については、道の駅きくがわのイメージと適合する内容とし、必要に応じて指定管理者と協議することとします。
- ⑩その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、指定管

理者及び出店者の協議により定めることとします。

## 6 提出書類

### (1) 事前に提出する書類

①現地説明会参加申込書（様式1）

### (2) 応募書類

①出店申込書（様式2）

②出店事業計画書（様式3）

③営業方針（様式4）

④会社（店）概要書（様式5）

⑤法人登記事項証明（法人の場合）

⑥住民票（個人の場合）

⑦所得税又は法人税（法人の場合）及び市税の納税証明書

※上記①から④の各応募書類については、道の駅きくがわホームページから様式をダウンロードできます。

※提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、本出店者選定以外の目的には一切使用しません。

### (3) 質問事項回答期間

募集要項等について質問がある場合は電子メールにより提出してください。（様式は問いません。）電話、来訪等口頭による質問は受付できません。

質問受付期間：平成30年8月24日（金）～平成30年9月21日（金）

質問回答方法：電子メール又は現地説明会において回答します。

### (4) 現地説明会

①開催日時 平成30年9月25日（火）午後2時から

②開催場所 道の駅きくがわ（下関市菊川町大字上岡枝766番地1）

③内容 本募集要項の説明、施設見学

④参加人数 1出店者につき2名まで

⑤参加申込 参加を希望する場合は現地説明会参加申込書（様式1）に記入のうえ、平成30年9月18日（火）午前10時までに電子メールにより提出してください。

### (5) 応募期間

平成30年9月26日（水）～平成30年10月2日（火）

土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は当日消印有効）

（6）提出先及び問い合わせ先

〒750-0321 山口県下関市菊川町大字上岡枝766番地1

道の駅きくがわ（菊川町まちづくり株式会社）

電話：083-287-4649 FAX：083-287-4807

E-mail：kikumiti@eos.ocn.ne.jp

ホームページアドレス：<http://michinoekikikugawa.co.jp>

## 7 選定関係

（1）選定方法

応募者から提出された書類による書類審査によって（必要に応じて面接審査を実施）、営業方針、営業実績、採算性等を総合的に審査します。

（2）選定の結果

選定結果は応募者に通知するとともに、選定された出店者を道の駅きくがわのホームページにて公表いたします。

（3）選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、出店者の選定を取り消します。

- ① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 応募者の参加資格を満たさなくなった場合
- ③ その他出店者として不適格な事項が認められた場合